

# 第1章 外来医療計画の概要

## 1 外来医療計画の目的

岐阜県外来医療計画は、医療法第30条の4第2項第10号の規定に基づき、国の定める外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドラインを踏まえて、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るために策定するものであり、医療法における医療計画の一部として位置づけられているものです。

外来医療については、地域で中心的に外来医療を担う無床診療所の開設状況が都市部に偏っていること、夜間救急連携や医療機器の共同利用等の医療機関の連携の取組みが個々の医療機関の自主的な取組みに委ねられていることなどを踏まえ、地域ごとに外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化し、診療所等の新規開設に当たっての有益な情報として提供することで、個々の医師の行動変容を促し、偏在の是正につなげていくことが必要です。

また、外来医療に係る医療提供体制の構築に当たっては、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを充実させていく必要があり、高齢化に伴う慢性疾患の患者への対応のため、外来医療と在宅医療が切れ目なく提供されることや、高齢者の軽症患者の救急搬送の増加への対応のため、適切な救急医療体制を提供することが求められています。

加えて、今後、人口減少が見込まれ、効率的な医療提供体制を構築する必要がある中、医療機器についても効率的に活用できるよう対応を行う必要があります。

このため、地域における外来医療の状況を可視化する客観的データについて情報共有するとともに、地域において充実が必要な外来医療機能や充足している外来医療機能に関する外来医療機関間での機能分化・連携の方針等について、地域ごとに協議を行い、方針決定することが必要です。

## 2 対象区域の設定

外来医療計画における対象区域は、人口規模や面積、患者の受療動向や医療提供体制等の状況を踏まえ、二次医療圏と同一とします。

### 対象区域（二次医療圏）の名称と区域

名 称	区 域
岐阜医療圏	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
西濃医療圏	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
中濃医療圏	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
東濃医療圏	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨医療圏	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

### 3 外来医療に関する協議の場

外来医療計画の策定に当たっては、医療法第30条の18の4第3項の規定に基づき、対象区域である二次医療圏ごとに、医療関係者や医療保険者等の関係者で組織する「地域医療構想等調整会議」（医療法第30条の14）の場において、関係者との連携を図りつつ、外来医療機能の偏在、不足等への対応に関する事項等について協議を行います。

### 4 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

（外来医療に係る医療提供体制については、比較的短期間に変化しうることから、3年ごとに見直しを行います。）

### 5 計画の進捗管理

外来医療計画については、地域に必要な外来医療提供体制の構築に必要な施策の進捗評価を定期的実施し、必要に応じて施策の見直しを行います。